

■令和元年度 第4回 八戸市子ども・子育て会議 議事録

【概 要】

日 時	令和元年 11 月 21 日 (木)
場 所	八戸市庁別館 8 階 研修室
出席委員	<p>【出席】</p> <p>坂本 美洋 委員 福士 政子 委員 関川 幸子 委員 平間 恵美 委員 根城 隆幸 委員 風穴 雄亮 委員 峯 明紀 委員 小池 智彦 委員 木村 喜久子 委員 山本 恵鶴子 委員 今川 一 委員 鈴木 康弘 委員 中里 雅恵 委員 最上 和幸 委員</p> <p style="text-align: right;">以上 14 名出席</p> <p>【欠席】</p> <p>田頭 初美 委員 榎本 直行 委員 川村 暁子 委員 荒谷 美由紀 委員</p> <p style="text-align: right;">以上 4 名欠席</p>
事務局	<p>福 祉 部：豊川福祉部長兼福祉事務所長、中里福祉部次長兼高齢福祉課長 こども未来課：出河課長、岩崎副参事（企画育成G L）、鈴木主幹（認可監査G L） 山野下主幹、町屋主幹、原子主査、蛭名主査 子育て支援課：三浦課長、宗石副参事（家庭支援G L） 健康づくり推進課：類家参事（子育て世代包括支援G L）、山村副参事（母子保健G L）</p>
議 事	<p>(1) 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)の概要について</p> <p>(2) 令和2年度に向けた教育・保育施設の利用定員について</p> <p>(3) 第2期八戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）修正案について</p>
結果概要	<p>上記議事について説明し、出席委員全員の了承を得た。 (以下、議事詳細)</p>

【議 事】

司 会

皆さま、本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今より「令和元年度 第4回 八戸市 子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、田頭委員、川村委員、榎本委員が所用のため、欠席されており、また、荒谷委員が遅れて到着予定となっておりますが、半数以上の出席であり、八戸市子ども・子育て会議条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、会議に入ります。

当会議条例第7条第1項により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。

坂本会長に、御挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いします。

会 長

(あいさつ)

会 長

それでは議事に入ります。皆さまの 御協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、本日1つ目の議事「(1)八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)の概要について」、事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ただ今の説明に対し、御質問・御意見等ございませんか。

《質問等なし》

会 長

よろしいですか。

それでは、事務局案について、了承ということでよろしいでしょうか。

(委員各位からの承認)

会 長

それでは、ただ今の議案は了承ということで取り計らいます。

続きまして、「(2)令和2年度に向けた教育・保育施設の利用定員について」、事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ありがとうございました。

ただ今の説明に対し、委員の皆様から御質問・御意見等ございますでしょうか。

《質問等なし》

会 長

よろしいですか。

それでは、事務局案について、了承ということでよろしいでしょうか。

(委員各位からの承認)

会 長

それでは、ただ今の案件については、了承ということで取り計らいます。

続きまして、「(3) 第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）修正案について」事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、委員の皆様から御意見・御質問等御受けしたいと思います。何かございますでしょうか。

委員A

はい。

会 長

A委員お願いします。

委員A

ただ今御説明のありました 21 ページ「児童虐待」について、確認させていただきたいと思っています。

前回の会議において、私の方から「方向性」と「具体的な取組」の 2 点についてお願いしたいとしていたところ、このような形で対応していただき、大変ありがたいと思っております。

特に「子ども家庭総合支援拠点」については、これから八戸市版として進めていただけるということで、非常に期待しているところでございます。

そこで一つ、方向性ということについて、将来的な話ということになるのかもしれないですが、現在、国の方では中核市での児童相談所の設置について、いろいろと議論しているところです。

今回の 21 ページの計画の中で、方向性のところでは「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえながらという形で方向性を示しているところではありますけれども、細かい話になりますが、これは平成 30 年 12 月に出たもので、このプランの中には、児童相談所の設置ということについては、具体的な形では記載されていないものであります。

ただ、このプランそのものが、その前の平成 30 年 7 月に出された児童虐待に関する「総合緊急対策」という閣僚会議の決定事項を推進するという形で出されてきたもので、閣僚会議の「総合緊急対策」の中には、中核市での児童相談所の設置ということが方向性として示されているので、それを推進するというプランも踏まえながらという書きぶりであれば、引

き続き中核市での児童相談所の設置ということについても、この会議の場で議論をしていくとか、そういう風なことになるのかなと見させていただいたところです。

実は御承知のとおり、その後いろいろな死亡事例に対する国のさらなる取組があつて、平成 31 年 3 月には抜本的強化についてということで、また新しい方向性とされ、それを踏まえて平成 31 年、今年度には児童福祉法・児童虐待法の改正があつたとうことでありますので、児童相談所の設置について、平成 30 年 12 月のプランを踏まえながらという書き方だと、ちょっとそこどころがぼんやりしているのかなという印象を持ったところです。

そういうことで、まず確認ということですが、八戸市さんでも児童相談所の設置ということについて、国の方向性を踏まえながら今後検討していく、この会議の場で必要に応じて議論していくというような理解でよいのか、確認させていただきたいと思っておりました。

事務局

はい。

会長

はい、事務局。

事務局

よろしく申し上げます。

A 委員から御指摘があつたとおり、“中核市は児童相談所を設置することができる”という国の児童福祉法の改正が平成 28 年にありました。

現在の八戸市の考え方を踏まえて、今回皆様にお示した資料のとおりです。結論から言うと、まだ児童相談所設置の検討の前段階という認識であります。

少し繰り返しになるのですが、確かに昨年 7 月に国の方では中核市の児童相談所の設置について、国全体で考えていくという方向にはなりかけて、児童福祉法の改正の案の段階では、設置の義務化まで検討したところだったんですけれども、そこはまだ議論の余地があるだろうということで、設置の義務化までは至っていないということがまず一点目です。

また八戸市といたしましては、中核市市長会というものがあるんですけれども、そちらの会で中核市全体として児童虐待に対応していくためにはどうしたらよいのか議論してきています。

児童相談所で行っている業務として、もちろん児童虐待抑止や介入することで、児童の安全を確保する、健全育成を確保するということになるのですが、そればかりではなく、在宅での支援を誰がやるのかということを考えていったときには、そこをしっかりと考えていかなければならないということが、中核市市長会で議論になっております。

つまり、ここで昨年の 12 月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を国が策定したのですが、この中では、まず「子ども家庭総合支援拠点」というプッシュ型の支援を実施する機能を持つ拠点について全市区町村への設置を目指す、と言っているんですけれども、これまでは相談を受けて、児童虐待とか子育ての相談を受けていたものを、在宅でもいろいろな支援、生活保護といったいろいろなサービスを使いながら親子を支援していく機能を各市町村で必ず持ちましようとなつておりますが、八戸市はこれをちゃんと満たしていないんですね。まずはここを満たして、運用しながら次の段階を検討していくということで、このような表記にしております。

以上です。

会 長

A委員。

A委員

ありがとうございます。

現在のところ、手前味噌な言い方かもしれませんが、八戸児童相談所と八戸市さんとの間では非常にいい形で連携を取りながら子どもの虐待対応を進めているというところであり
ます。

中核市で児童相談所を設置するという考え方として、先ほどおっしゃっていただいた在宅支援という部分と、緊急の子ども保護という部分との切れ目のない一体的な支援というものをひとつの組織体としてやっていくという意味では、その二つの機関の間に運悪く子どもが挟まって命を落としてしまうということがないという、そういう風なことから、中核市でも設置していこうという考え方になっているということもありますので、引き続きこのような子どもが関係する機関がたくさん集まる場で必要性や考え方について議論していただければ良いかと思っておりますので、そのところお願いしたいと思っております。

会 長

ありがとうございました。

他に委員の皆様から何かございますか。

《質問等なし》

会 長

それでは、他にご質問・ご要望等ないようでございますので、ただ今の事務局案について、承認ということで取り計らいます。

以上、3件の議案について件の議案が終了いたしました。委員の皆様から他に何か
ございませんか。

《質問等なし》

会 長

では、無いようでありますので、これをもちまして、議事を終了いたします。

御協力ありがとうございました。

進行を司会に戻します。

----- (議事終了後) -----

司 会

ありがとうございました。

それでは、本日、予定していた案件は以上となります。

次に、次回の会議日程について、事務局より連絡がございます。

事務局

令和元年度 第5回 八戸市子ども・子育て会議の日程でございますが、これまでお知らせしていた日程から変更がございます。

当初、3月の開催を予定しておりましたが、日程の都合上、2月25日(火)の13時

30分より開催する予定としております。

場所は、ここ別館8階研修室の予定となっております。

案件につきましては、「第2期八戸市次世代育成支援行動計画(後期計画)最終案」をパブコメが終了した後の案を御示しすることになります。

また、「令和2年度の利用定員」の変更があった部分の以上2件について、御審議いただく予定としております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

司会

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

委員の皆さま、長時間にわたり、ありがとうございました。